

日行連中央研修所

<行政書士のための基礎法律研修>④行政書士のための民法総論

効果測定解答と解説

1.×

意思表示の合致は外形的な合意で足りる。「民法総則」 p.13

2.○

禁反言の原則とは、自己の示した態度と矛盾する主張をすることはできないという、信義則の派生原理をいう。

クリーンハンズの原則とは、法の救済を求める者は汚れていない手(クリーンハンズ)で法廷に現れなければならないという、信義則の派生原理をいう。「民法総則」 p.48~p.49

3.×

この原則には重要な例外があり、胎児にも①不法行為に基づく損害賠償請求権と②相続については、既に生まれたものとみなされる。(第 721 条、第 886 条第 1 項、「民法総則」 p.58)

4.○

第 4 条、第 731 条、第 753 条(削除)。

なお、「民法総則」 p.68 には婚姻による成年擬制の説明がある。

5.×

第 9 条本文には「成年被後見人の法律行為は取り消すことができる。」と書かれているが、ただし書きは、「ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない」(平成 11 年法 49)と明記している。成年被後見人の残存能力と自主性を尊重するためである。「民法総則」 p.71。

6.○

「民法総則」 p.208。B が行ったのは、B にあらざる C の債務の担保を設定する行為だからである。よって、かかる B の行為が第 108 条第 2 項により無権代理とみなされることはない。

7.×

錯誤による意思表示は一定の条件を満たせば取り消すことができる。第 95 条第 1 項柱書。

「民法総則」 p.162

8.×

第 96 条第 3 項。(平成 29 法 44)。善意の第三者が保護されるためには無過失も要求される。

「民法総則」 p.173

9.×

平成 29 年改正前民法では、契約の承諾の意思表示についてだけは到達主義ではなく発信主義が採用されていた(旧 526 条 1 項)。しかし、この旧規定は削除されたため、承諾の意思表示についても原則通り到達主義が採用されることとなった。第 97 条 1 項。「民法総則」p.184。

10.×

旧法第 172 条第 1 項にあった短期消滅時効は平成 29 法 44 で削除された。現在は第 166 条第 1 項 1 号の主観的起算点 5 年、第 166 条第 1 項 2 号の客観的起算点 10 年による時効で債権が消滅する。「民法総則」 p.320